

EDINET再構築に係る  
パイロット・プログラム参加の手引き

第 1.1 版

2007 年（平成 19 年）6 月 1 日

金融庁 総務企画局 企業開示課

# 目 次

1. パイロット・プログラム実施目的.....	2
2. パイロット・プログラムの概要.....	2
2.1 作業内容 .....	2
2.2 参加対象 .....	2
2.3 対象書類 .....	2
2.4 対象年度 .....	3
2.5 対象様式 .....	3
2.6 XBRL化対象範囲 .....	4
2.7 ファイル形式 .....	4
2.8 提出者端末要件 .....	4
3. 実施スケジュール .....	5
4. パイロット・システムの概要.....	6
5. 作業詳細 .....	7
5.1 作業内容の全体フロー .....	7
5.2 EDINETタクソノミから使用する勘定科目の選択 .....	8
5.3 企業別タクソノミの作成 .....	8
5.4 報告書インスタンスの作成 .....	9
5.5 財務諸表本体以外のHTMLの作成 .....	9
6. パイロット・プログラムに関する説明会.....	10
7. パイロット・プログラム参加申込方法.....	10
8. 特記事項 .....	11
9. お問い合わせ先 .....	11
別表1.....	12
別表2.....	14

## 1. パイロット・プログラム実施目的

金融庁では、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、XBRL（注）の導入等による開示書類提出会社の利便性の向上等を目的とした EDINET の再構築を行っており、平成 20 年 4 月（予定）より新システムを稼働し、XBRL 形式による提出へ移行することを計画しております。今般、新システムへの円滑な移行及び XBRL 導入に向けた提出環境の整備に向け、操作手順の確認等を目的としたパイロット・プログラムを実施いたします。

（注） XBRL (eXtensible Business Reporting Language) : データに属性情報を付すことで高度な利用を可能とする、国際的に標準化された、財務報告等に使用されるコンピュータ言語

なお、XBRL 導入に伴い開示書類提出会社における書類の作成・提出の手順が変更となります。特に財務諸表の作成においては、タクソノミ（勘定科目リスト）からの勘定科目の選択等の作業が発生し、また、XBRL 形式で作成するための環境が必要となり、事前の準備が重要となります。

開示書類提出会社におかれましては、積極的に参加を頂き、XBRL 形式での財務諸表作成を中心とした、新システムでの一連の書類作成・提出の手順をご確認いただきますようお願いいたします。

## 2. パイロット・プログラムの概要

### 2.1 作業内容

参加企業には、開示書類の作成・提出作業を行って頂きます。詳細については、「5. 作業詳細」を参照してください。

### 2.2 参加対象

有価証券報告書、半期報告書の提出者のうち参加希望者

### 2.3 対象書類

有価証券報告書、半期報告書の両方、又は、いずれかを作成・提出

## 2.4 対象年度

パイロット・プログラムで使用していただく書類は、原則として、既に EDINET に提出済みのもので且つ、平成 18 年 5 月 1 日以後終了の事業年度及び連結会計年度並びに中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものとします。

## 2.5 対象様式

パイロット・プログラムにおける提出書類の対象様式は、以下のとおりです。

法令名	様式	
企業内容等の開示に関する内閣府令	第三号様式	有価証券報告書
	第五号様式	半期報告書
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令	第七号様式	有価証券報告書（内国投資信託受益証券）
	第七号の三様式	有価証券報告書（内国投資証券）
	第八号の二様式	有価証券報告書（内国資産流動化証券）
	第九号の二様式	有価証券報告書（内国組合契約出資持分）
	第十号様式	半期報告書（内国投資信託受益証券）

表 2-1 パイロット・プログラム対象様式一覧

- ※1 上記書類の訂正報告書は、提出対象外とします。
- ※2 監査報告書は、提出対象外とします。
- ※3 添付書類の提出は、任意とします。
- ※4 上記以外の様式の有価証券報告書、半期報告書を EDINET により開示している提出者については、今回のパイロット・プログラムについてのみ、上記様式の何れかを利用して頂きますよう、お願いいたします。

## 2.6 XBRL 化対象範囲

パイロット・プログラムにおける提出書類の XBRL 化対象範囲は、以下のとおりです。

XBRL 化対象範囲
(連結) 貸借対照表
(連結) 損益計算書
(連結) 株主資本等変動計算書
(連結) キャッシュ・フロー計算書

表 2-2 XBRL 化対象範囲

- ※1 財務諸表本体部分以外(注記、附属明細表等)は従来通り HTML 形式にて提出します。
- ※2 各様式別の XBRL 化対象範囲の詳細は、別表 1.「パイロット・プログラム 様式別 XBRL 化対象範囲」を参照して下さい。
- ※3 パイロット・プログラムにおいては、別表 2 の業種区分により EDINET タクソノミを用意しています。

## 2.7 ファイル形式

提出書類のファイル形式については、「資料 6. 提出書類ファイル仕様書」を参照して下さい。

## 2.8 提出者端末要件

パイロット・プログラムにおける提出者の推奨端末仕様は、「資料 7. 提出者用端末要件」を参照して下さい。

### 3. 実施スケジュール

パイロット・プログラムの実施スケジュールは、以下のとおり予定しております。

説明会参加申込み受付：平成19年4月27日（金）～

説明会の開催：平成19年5月下旬～6月下旬（予定）

パイロット・プログラム参加申込み受付：平成19年6月1日（金）～平成19年7月27日（金）

書類提出の受付期間：平成19年7月9日（月）～平成19年8月31日（金）

2007年					
4月	5月	6月	7月	8月	9月
	説明会受付期間				
		説明会の開催期間			
	提出書類作成期間				
		参加申込み受付期間			
			提出書類の受付期間		
	ヘルプデスク開設期間				

表 3-1 パイロット・プログラム実施スケジュール

## 4. パイロット・システムの概要

パイロット・システムにおける、提出会社の提出書類作成から本登録までのフローは以下のとおりです。

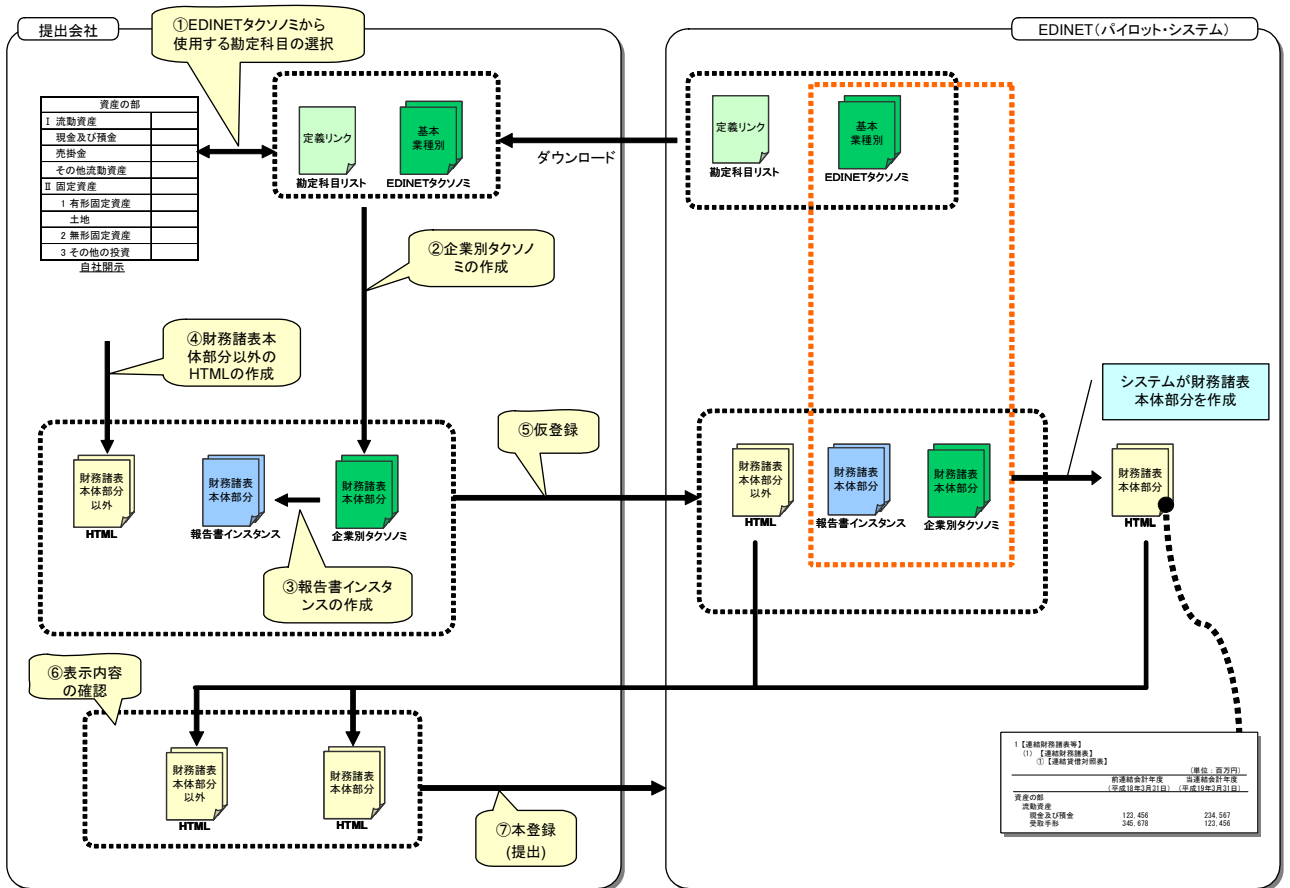


図 4-1 パイロット・システムの概要

## 5. 作業詳細

### 5.1 作業内容の全体フロー

参加企業には、開示書類の作成・提出作業を実施頂きます。各作業工程と参考資料は以下のとおりです。

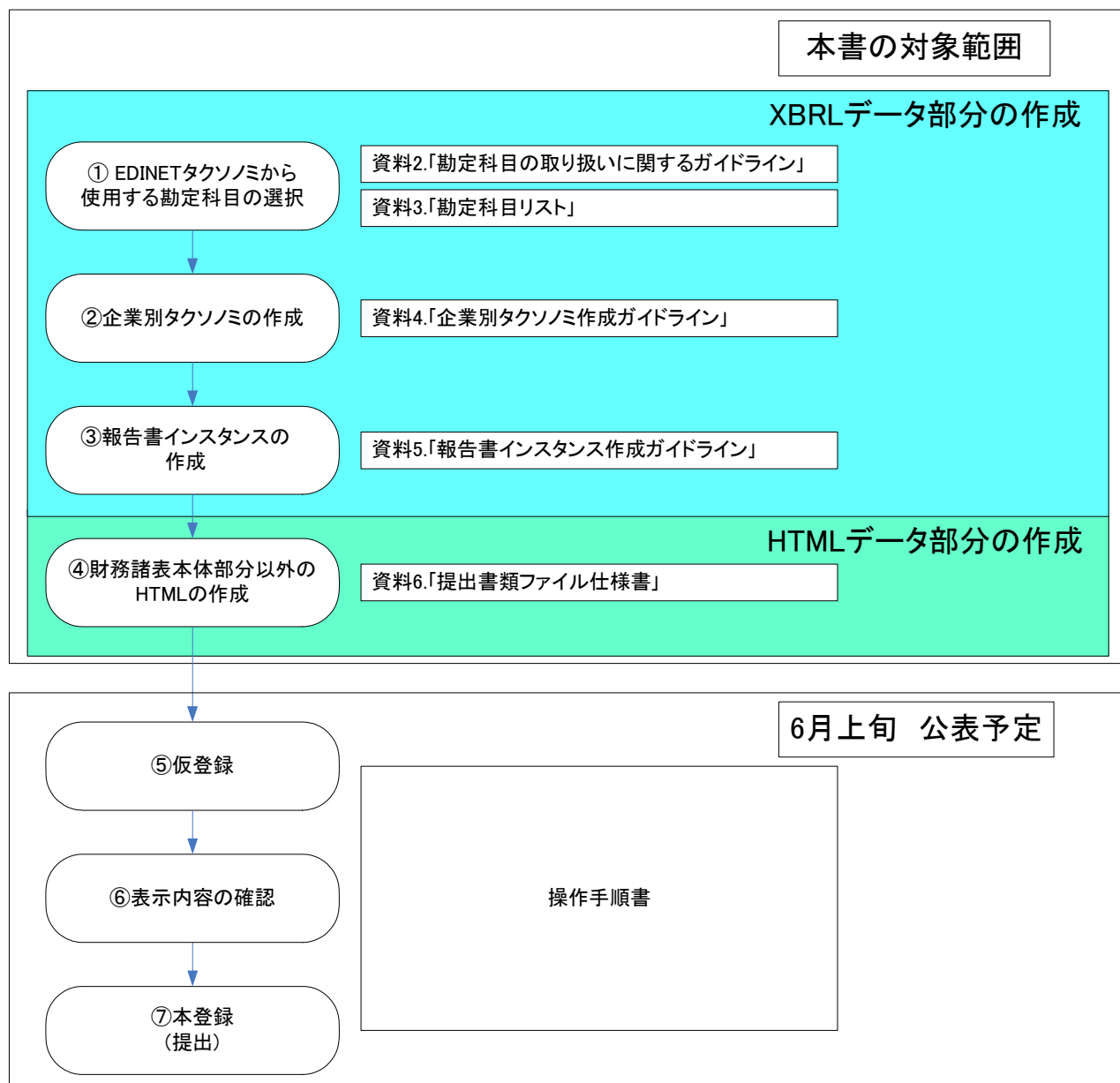


図 5-1 作業内容全体フロー

## 5.2 EDINET タクソノミから使用する勘定科目の選択

参加企業においては、開示する勘定科目と EDINET タクソノミに用意されている勘定科目の対応付けを行い、EDINET タクソノミから使用する勘定科目を選択する必要があります。EDINET タクソノミに適切な勘定科目がない場合には、独自の勘定科目を追加する必要があります。EDINET タクソノミに用意されている勘定科目については、資料3.「勘定科目リスト」を、また、EDINET タクソノミから勘定科目を選択する際の留意事項については、資料2.「勘定科目の取り扱いに関するガイドライン」を参照して下さい。

## 5.3 企業別タクソノミの作成

企業別タクソノミとは、提出企業が必ず作成するもので、EDINET タクソノミを基に開示内容を設定した各企業ごとのタクソノミであり、次のような情報の設定を行います。

- ・ 提出企業が使用する EDINET タクソノミの業種の設定
- ・ 複数の開示方法がある項目についての開示パターンの設定
- ・ 適切な勘定科目が EDINET タクソノミにない場合、勘定科目の追加

作成方法は資料4.「企業別タクソノミ作成ガイドライン」を参照して下さい。

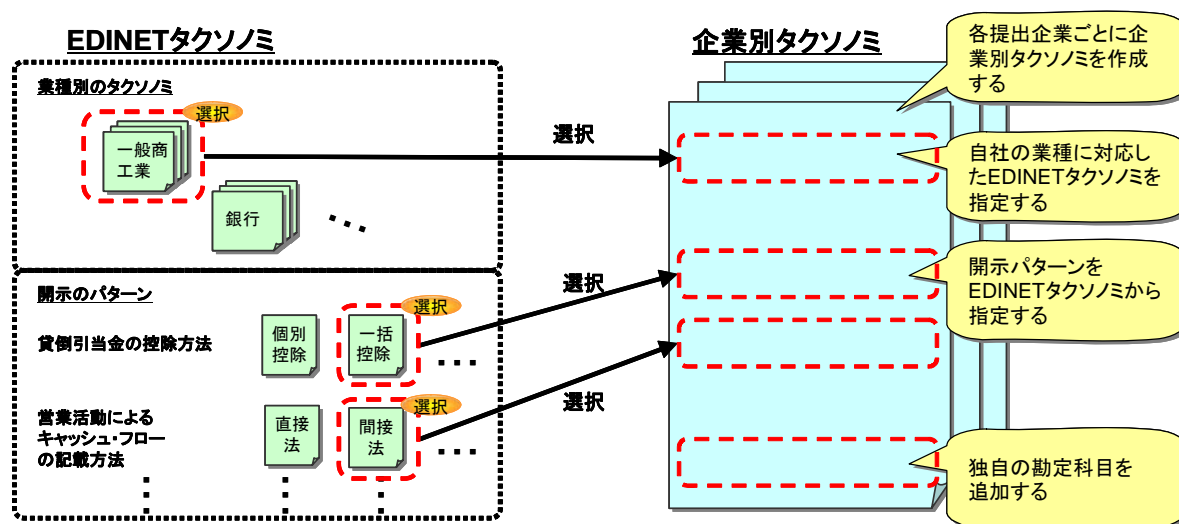


図 5-2 企業別タクソノミの作成

## 5.4 報告書インスタンスの作成

作成した企業別タクソノミを基に金額情報等を加えた財務情報となる報告書インスタンスを作成します。作成方法は資料5.「報告書インスタンス作成ガイドライン」を参照して下さい。また、「一般商工業サンプルインスタンス」を公開しておりますので、報告書インスタンス作成の際の参考にして下さい。

## 5.5 財務諸表本体以外の HTML の作成

参加企業においては、XBRL 化対象範囲である財務諸表本体以外については、従前通り HTML 形式で作成することとなります。HTML データ作成時に参考となる「様式 HTML ファイル」は、後日公開を予定しております。

なお、今回 XBRL での提出対象となる財務諸表本体については、提出いただく企業別タクソノミ、報告書インスタンスからシステムが自動で HTML を生成します。

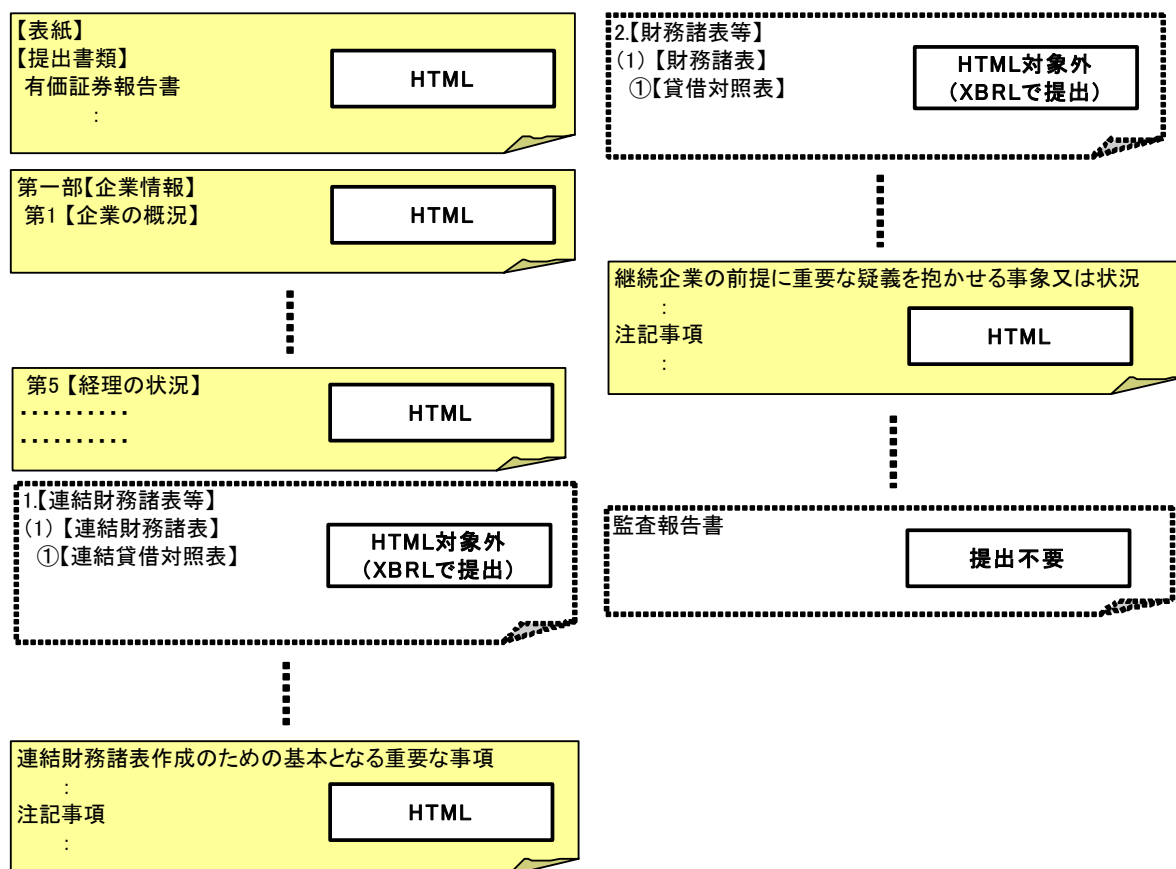


図 5-3 HTMLの作成範囲の例（企業内容等の開示に関する内閣府令第三号様式の場合）

## 6. パイロット・プログラムに関する説明会

5月下旬よりパイロット・プログラムに関する説明会を実施します。詳細は、当庁 HP を参照して下さい。

- ・開催地 : 東京、大阪
- ・開催時期 : 5月下旬～6月下旬(予定)
- ・説明会申込み受付期間 : 4月27日～(開催日の1週間前まで)

## 7. パイロット・プログラム参加申込方法

6月1日より参加申込み受付を開始します。申込方法の詳細については、別途、当庁 HP にてお知らせします。受付後、パイロット・システムへの登録を行い、パイロット・プログラム用の EDINET コード、ユーザ ID、パスワード等を電子メールにて通知します。詳細は図 7-1 を参照して下さい。

- ・受付期間 : 平成19年6月1日(金)～平成19年7月27日(金)

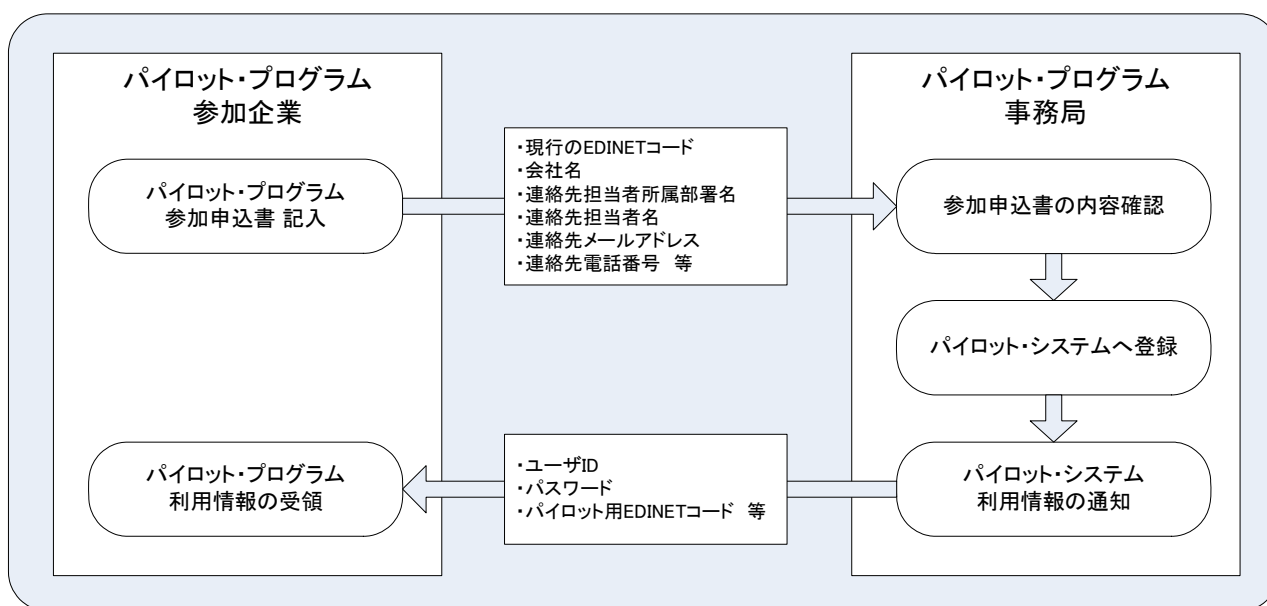


図 7-1 パイロット・プログラム参加申込みフロー

## 8. 特記事項

- (1) パイロット・プログラムにおける書類の提出は、証券取引法の規定に基づくものではありません。今回の提出により、証券取引法に基づく届出・開示義務が免除されるものではありません。
- (2) パイロット・プログラムは提出書類の内容の正確性、過去に提出された開示書類との整合性、又、将来提出される開示書類との整合性について保証を求めるものではありません。
- (3) 今回提供する EDINET タクソノミ、各種ガイドライン、システムの機能等は、パイロット・プログラム用のものであり、2008 年 4 月（予定）以降の新システムにおいては、一部変更となることにご留意下さい。
- (4) パイロット・プログラムにおける提出書類は、原則として公開されません。但し、サンプルとして公開をお願いする場合がありますので、その際にはご協力の程よろしくお願い致します。
- (5) 今回のパイロット・プログラムにおいては、「2.2 参加対象」の条件の他に参加者を制限しておりませんが、XBRL 等の提出書類を作成するために、各参加企業においてツール等の提出環境を用意頂く必要がありますのでご留意下さい。

## 9. お問い合わせ先

パイロット・プログラム全般に関するお問合せは、資料 9.「質問票」へご記入の上、下記窓口までお願いします。

金融庁 総務企画局 企業開示課 EDINET パイロット・プログラム事務局  
電子メール : [general-helpdesk@edinet-pilot.jp](mailto:general-helpdesk@edinet-pilot.jp)

なお、XBRL データ、開示書類の作成等に係る問い合わせについては、6 月以降開設するヘルプデスクまでお願いします。ヘルプデスクの利用方法については、参加申込み後にお知らせ致します。

# 別表 1

## パイロット・プログラム 様式別 XBRL 化対象範囲

### 企業内容等の開示に関する内閣府令

企業内容等の開示に関する内閣府令の様式別 XBRL 化対象範囲は、以下の通り。

様式	XBRL 化対象範囲
第三号様式 有価証券報告書	第一部【企業情報】 第5【経理の状況】 1【連結財務諸表等】 (1)【連結財務諸表】 ①【連結貸借対照表】 ②【連結損益計算書】 ③【連結株主資本等変動計算書】 ④【連結キャッシュ・フロー計算書】 2【財務諸表等】 (1)【財務諸表】 ①【貸借対照表】 ②【損益計算書】 ③【株主資本等変動計算書】 ④【キャッシュ・フロー計算書】
第五号様式 半期報告書	第一部【企業情報】 第5【経理の状況】 1【中間連結財務諸表等】 (1)【中間連結財務諸表】 ①【中間連結貸借対照表】 ②【中間連結損益計算書】 ③【中間連結株主資本等変動計算書】 ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】 2【中間財務諸表等】 (1)【中間財務諸表】 ①【中間貸借対照表】 ②【中間損益計算書】 ③【中間株主資本等変動計算書】 ④【中間キャッシュ・フロー計算書】

## 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の様式別 XBRL 化対象範囲は、以下の通り。

様式	XBRL 化対象範囲
第七号様式 有価証券報告書 (内国投資信託受益証券)	第二部【ファンドの詳細情報】 第4【ファンドの経理状況】 1【財務諸表】 (1)【貸借対照表】 (2)【損益及び剰余金計算書】
第七号の三様式 有価証券報告書 (内国投資証券)	第二部【投資法人の詳細情報】 第5【投資法人の経理状況】 1【財務諸表】 (1)【貸借対照表】 (2)【損益計算書】 (3)【投資主資本等変動計算書】 (6)【キャッシュ・フロー計算書】
第八号の二様式 有価証券報告書 (内国資産流動化証券)	第4【発行者及び関係法人情報】 1【発行者の状況】 (5)【経理の状況】
第九号の二様式 有価証券報告書 (内国組合契約出資持分)	第3【組合等の経理状況】 1【財務諸表】 (1)【貸借対照表】 (2)【損益計算書】
第十号様式 半期報告書 (内国投資信託受益証券)	2【ファンドの経理状況】 (1)【中間貸借対照表】 (2)【中間損益及び剰余金計算書】

## 別表 2

### EDINET タクソノミの種類

※XBRL データの作成にあたっては、何れかの業種を選択し、対応する EDINET タクソノミを使用します。各業種の定義については資料 4. 「企業別タクソノミ作成ガイドライン」を参照して下さい。

No	業種
1	一般商工業等(以下の業種以外の業種)
2	証券業
3	銀行・信託業
4	銀行・信託業(特定取引勘定設置銀行)
5	保険業(生命保険)
6	保険業(損害保険)
7	電気通信業
8	電気事業
9	ガス事業
10	投資信託委託業
11	投資業
12	特定金融業
13	投資信託受益証券
14	建設業
15	造船業
16	建設保証業
17	鉄道事業
18	海運事業
19	商品先物取引業
20	リース事業